

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会
第2回総会資料



第39回国民文化祭 第24回全国障害者芸術・文化祭

「清流の国ぎふ」文化祭2024

ともに・つなぐ・みらいへ ～清流文化の創造～

2024年10月14日(月・祝)～11月24日(日)

令和5年7月11日(火)
岐阜県庁1階「ミナモホール」

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会

第2回総会資料

目次

1 報告事項

令和5年度予算の支出に係る専決処分について 1

2 議 事

(1) 令和4年度事業報告及び収支決算(案) 【第1号議案】 . . . 2

(2) 令和5年度事業計画及び収支予算(案) 【第2号議案】 . . . 9

(3) 「清流の国ぎふ」文化祭2024実施計画(案) 【第3号議案】 . . 別冊

(4) 「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会会則改正(案) 【第4号議案】 . . . 12

3 参考資料

(1) 「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会名簿 19

(2) 国民文化祭開催要綱 27

(3) 障害者芸術・文化祭開催要綱 30

令和5年度予算の支出に係る専決処分について

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会第14条の規定に基づき、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会令和5年度予算の支出について、下記のとおり専決処分を行った。

記

1 専決理由

令和5年度予算の執行において、実行委員会の会議での承認以前に予算執行を行う必要があったため

2 専決内容

【支出】

(単位：千円)

科目	支出額	摘 要
総務企画費	152 千円	事務局運営
広報・宣伝費	1,209 千円	広報啓発物品制作
大会開催準備事業費	1,959 千円	県実行委員会主催事業
合 計	3,320 千円	

第1号議案

令和4年度 事業報告

1 開催に向けた準備

(1) 総会の開催

大会の開催準備や運営等を「オール岐阜」で行うため、県内の市町村、文化団体、観光や福祉等の様々な関係団体が参加のもと、県実行委員会設立総会・第1回総会を開催した。

【設立総会・第1回総会】

- 開催日 令和4年7月6日(水)
- 場所 ぎふ清流文化プラザ「長良川ホール」
- 審議事項
 - ・「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会の設立
 - ・令和4年度事業計画(案)
 - ・令和4年度収支予算(案)
 - ・総会から常任委員会への委任事項(案)
- 記念公演 ~清流文化の案内人(岐阜県図書館名誉館長 紺野美沙子氏)~
 - ・清流の国ぎふ創作オペラ(ひだ・みの歌の仲間)
 - ・スペシャルコラボレーション
(義足のダンサー 大前光市氏・和太鼓奏者 加藤拓三氏)
 - ・地歌舞伎(いび祭子ども歌舞伎保存会)

(2) 常任委員会の開催

大会の総合的な企画運営、広報啓発等を審議するため、第1回常任委員会を開催した。

【第1回常任委員会】

- 開催日 令和5年3月20日(月)
- 場所 岐阜県庁舎「会議室2003-2004」
- 審議事項
 - ・「清流の国ぎふ」文化祭2024実施計画(案)
 - ・令和4年度事業報告及び収支決算見込み(案)
 - ・令和5年度事業計画及び収支予算(案)
 - ・「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会会則改正(案)

(3) 企画委員会の開催

大会の実施事業の企画・検討等を行うため、企画委員会を開催した。

【第1回企画委員会】

- 開催日 令和4年5月5日（木・祝）
- 場所 岐阜県美術館「特別応接室」
- 主な議題 「清流の国ぎふ」文化祭2024概要・基本構想について

【第2回企画委員会】

- 開催日 令和4年6月25日（土）
- 場所 岐阜県庁舎「特別会議室」
- 主な議題 企画委員提案内容について
県、市町村及び文化団体事業概要について

【第3回企画委員会】

- 開催日 令和4年9月1日（木）
- 場所 岐阜県庁舎「特別会議室」
- 主な議題 「清流の国ぎふ」文化祭2024事業案について

【第4回企画委員会】

- 開催日 令和5年2月15日（水）
- 場所 岐阜県庁舎「特別会議室」
- 主な議題 「清流の国ぎふ」文化祭2024事業案・実施計画案について

(4) 事業編集会議の開催

大会の実施事業等の整理・編集を行うため、事業編集会議を開催した。

【第1回事業編集会議】

- 開催日 令和4年11月14日（月）
- 場所 アートフロントギャラリー（東京都渋谷区）
- 主な議題 「清流の国ぎふ」文化祭2024開閉会式・実施事業・
県民運動について

【第2回事業編集会議】

- 開催日 令和4年12月19日（月）
- 場所 アートフロントギャラリー（東京都渋谷区）
- 主な議題 「清流の国ぎふ」文化祭2024開閉会式・実施事業に
ついて

(5) 「清流の国ぎふ」文化祭2024総合プロデューサー等の委嘱

大会の総合プロデューサーに日比野克彦氏（岐阜県美術館館長・東京藝術大学学長）、開閉会式総合演出家に小島紀夫氏（岐阜県教育文化財団総合プロデューサー兼支配人）を委嘱した。

【委嘱の内容】

- 委嘱日 令和4年11月15日（火）
- 主な業務 <総合プロデューサー>
 - ①各事業に関する指導・助言
 - ②県民運動・広報等に関する企画・指導・助言
 - ③その他大会全般における企画・運営に関する指導・助言
- <開閉会式総合演出家>
 - ①開閉会式のプログラム構成や演出全般に関するプロデュース・指導
 - ②出演者の演技指導、衣装調整
 - ③練習会及びリハーサルの計画及び実施

(6) 「清流の国ぎふ」文化祭2024実施計画（案）の策定

企画委員会での議論をもとに、大会の事業構成や事業別計画等を定めた実施計画（案）を策定した。

(7) 先催県大会の調査

令和4年10月22日（土）から11月27日（日）に開催された「美ら島おきなわ文化祭2022」（第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭）に、県実行委員会事務局職員等を派遣し、現地調査を実施した。

2 開催機運の醸成

(1) ロゴマーク及びポスター原画の決定

若い世代も含めた多くの県民への認知度を高め、開催機運の醸成を図るため、ロゴマーク及びポスター原画を公募し、最優秀賞及び優秀賞を決定した。

【公募件数】

1,130点（ロゴマーク509点、ポスター原画621点）

【ロゴマーク最優秀賞作品】

喜多 祐子さん
(岐阜市)



【ポスター原画最優秀賞作品】

不破 彩心さん
(県立岐阜各務野高等学校2年生：応募時)



(2) 広報啓発物品の制作・配布

大会を周知・PRするため、様々な広報啓発物品を制作し、各種イベントの来場者に配布した。

【制作した広報啓発物品】

・公式チラシ	34,000 枚	・公式ポスター	1,800 枚
・ミナモピンバッジ	1,100 個	・ロゴマークピンバッジ	500 個
・のぼり旗	1,300 枚	・卓上のぼり旗	1,600 枚
・ポケットティッシュ	10,000 個	・マスク	10,000 枚
・ウェットティッシュ	4,000 個	・付箋メモ	2,000 冊
・手提げバッグ	500 個		

(3) 公式ウェブサイトの開設

令和5年3月末に、大会公式ウェブサイトを開設し、大会の概要や観光情報等を県内外に発信した。

(4) PRイベントの開催

大会の開催機運を醸成するため、「清流の国ぎふ」文化祭2024表彰式&トークショーを開催した。

【「清流の国ぎふ」文化祭2024 表彰式&トークショーの概要】

- 開催日 令和5年2月15日(水)
- 場所 岐阜県庁舎「ミナモホール」
- 出席者 約600名 ※サテライト会場の観覧者を含む
- 内容
 - <第1部 表彰式>
 - ・ロゴマーク及びポスター原画入賞者表彰式
 - ・公式ポスターお披露目
 - <第2部 トークショー「清流からはじまる物語」>
 - ・出演者 北川 悦吏子氏(脚本家、美濃加茂市出身)
 - 安藤 桃子 氏(映画監督、東京都出身)
 - 中村 航 氏(小説家、大垣市出身)
 - ・MC 日比野克彦氏(大会総合プロデューサー、岐阜市出身)

(5) 各種イベントでの広報活動

「地歌舞伎勢揃い公演」や「エンジン01 in 岐阜」等の文化イベントに加えて、「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル2022」や「大関ヶ原祭2022」等の集客力の高いイベントにおいて、PRブースを設置するとともに、来場者に広報啓発物品を配布した。

(6) 「いしかわ百万石文化祭2023」との連携

「清流の国ぎふ」文化祭2024の前年に開催となる「いしかわ百万石文化祭2023」(第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭)と連携して、各大会のイベントにおいて相互にPRブースを設置した。

また、令和5年3月5日に開催の「いしかわ百万石文化祭PRイベント」では、昨年11月にユネスコ無形文化遺産に登録された「郡上踊」を披露し、世界に認められた岐阜県の伝統文化を発信した。

【第14回石川県・岐阜県知事懇談会(令和4年10月13日)の合意事項】

※関係部分の合意事項を抜粋

- 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の相互PRについて
 - ・大会PRイベント等において、両県文化団体のステージ共演やブース出展を行い、両県大会の相互PRを実施
 - ・両県大会の文化団体事業(全国大会)への相互参加による、両大会の盛り上げを実施

令和4年度 収支決算（案）

収入額	27,806,819円
支出額	27,804,487円
差 額	2,332円

差引額の 2,332 円については、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会負担金交付要綱の規定により、岐阜県に返還する。

○ 収入の部

（単位：円）

区 分	当 初 予算額	流用額	流用後 予算額	決算額	差額	摘 要
負担金	28,000,000	—	—	27,806,819	193,181	岐阜県負担金
合 計	28,000,000	—	—	27,806,819	193,181	

○ 支出の部

（単位：円 △印は減を示す）

区 分	当 初 予算額	流用額	流用後 予算額	決算額	差額	摘 要
総務企画費	10,371,000	△2,589,000	7,782,000	7,710,743	71,257	・ 常任委員会、企画 委員会等開催 ・ 実施計画(案)策定 ・ 先催県大会調査 等
広報・宣伝費	17,629,000	2,589,000	20,218,000	20,093,744	124,256	・ PR イベント開催 ・ 広報啓発物品制作 ・ 公式ウェブサイト 開設 等
合 計	28,000,000	0	28,000,000	27,804,487	195,513	

監 査 報 告

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会会則第7条第4項の規定に基づき、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会の収支決算に関する証拠書類及び諸帳簿について監査したところ、その内容は適正であったことを報告します。

令和 5年 6月12日

岐阜県会計管理者

矢本 哲也



令和 5年 6月16日

岐阜県市長会監事

武藤 鉄弘



令和 5年 6月 8日

岐阜県町村会副会長

宇佐美 晃三



「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会

会 長 古 田 肇 様

※ 会計監査については、上記期日に監事に報告し、承認の上で署名・押印いただいておりますが、個人情報にあたるため活字にて報告させていただきます。

なお、原本については、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局にて保管しております。

第2号議案

令和5年度 事業計画（案）

1 総務企画

(1) 総会の開催

「オール岐阜」で大会の開催準備や機運の醸成を図るため、実行委員会総会を開催する。

(2) 常任委員会の開催

大会の総合的な企画運営、広報啓発等を審議する常任委員会を開催する。

(3) 企画委員会の開催

大会の実施事業の企画・検討等を行う企画委員会を開催する。

(4) 協賛金等の募集

企業や団体等からの協賛制度を創設し、広く募集を行う。

(5) 先催県大会の調査

いしかわ百万石文化祭2023（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）の視察・現地調査を実施する。

[いしかわ百万石文化祭2023の会期]

令和5年10月14日（土）～11月26日（日）

2 広報・宣伝

(1) 広報啓発物品の制作

広報啓発物品を制作し、様々なイベントにおいて配布することで、大会の認知度向上・PRを図る。

(2) 応援大使の委嘱

大会を県内外でPRし、一緒に盛り上げていただく応援大使を委嘱する。

(3) 県民運動の展開

多くの県民の方と一緒に大会を作り上げていくための県民運動を全ての市町村と連携して展開する。

(4) PRイベントの開催

大会1年前の節目に、記念イベントを開催し、機運醸成を図る。

(5) いしかわ百万石文化祭2023におけるPR

閉会式において、次期開催県アトラクションを披露し、「清流の国ぎふ」文化祭2024の魅力を発信する。

3 大会開催準備

(1) 開閉会式実施運営計画の策定

式典の構成・プログラム、演出計画や出演者等について検討を行い、実施運営計画を策定する。

(2) 県実行委員会主催事業の開催準備

県実行委員会が主催する事業について、内容の調整を行い、開催要項等を作成する。

(3) 市町村実行委員会・文化団体等への財政支援

市町村実行委員会、文化団体等が大会の開催準備を行うにあたり、その事業費の一部を補助する。

令和5年度 収支予算 (案)

収入額	180,339千円
支出額	180,339千円
差 額	0千円

○ 収入の部

(単位：千円)

区 分	令和5年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	比較 (A) - (B)	摘要
負担金	180,339	28,000	152,339	岐阜県負担金
合 計	180,339	28,000	152,339	

○ 支出の部

(単位：千円)

区 分	令和5年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	比較 (A) - (B)	摘要
総務企画費	13,336	10,371	2,965	・ 実行委員会総会、常任委員会、企画委員会等開催 ・ 事務局運営 等
広報・宣伝費	97,140	17,629	79,511	・ PRイベント開催 ・ 広報啓発物品制作 ・ 県民運動実施 等
大会開催 準備事業費	69,863	0	69,863	・ 開閉会式実施運営計画策定 ・ 県実行委員会主催事業準備 ・ 市町村・文化団体補助 等
合 計	180,339	28,000	152,339	

第4号議案

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会会則改正（案）

令和5年度岐阜県組織改正に伴い、実行委員会事務局の所管等を「岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課」から「岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局」に改める。

<組織改正の概要>

- 「『清流の国ぎふ』文化祭2024」及び「清流の国ぎふ総文2024」（第48回全国高等学校総合文化祭）の開催準備に係る体制整備を図るため、環境生活部県民文化局に「文化祭推進事務局」を新設

- 同局に「文化祭総務企画課」、「清流の国ぎふ文化祭推進課」、「全国高等学校総文祭推進課」を新設

新旧対照表

(新)	(旧)
<p>(事務局)</p> <p>第22条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局内に置く。</p> <p>2 略</p> <p>(解散後における事務の処理)</p> <p>第24条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局（引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。</p> <p>2 実行委員会の解散後の文書等については、岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局へ引き継ぎ、以後、同局において、岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）により管理する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第22条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課内に置く。</p> <p>2 略</p> <p>(解散後における事務の処理)</p> <p>第24条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課（引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。</p> <p>2 実行委員会の解散後の文書等については、岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課へ引き継ぎ、以後、同課において、岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）により管理する。</p>

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、「清流の国ぎふ」文化祭2024（第39回国民文化祭及び第24回全国障害者芸術・文化祭をいう。以下同じ。）を通じて、地域の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）「清流の国ぎふ」文化祭2024の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県議会議員
- （2）市町村長
- （3）関係機関及び関係団体の役職員
- （4）学識経験を有する者
- （5）岐阜県職員
- （6）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 10名以内
- （3）常任委員 30名以内
- （4）監 事 若干名

（役員を選任）

第6条 会長は、岐阜県知事をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(任期)

第8条 会長、副会長、常任委員、委員及び監事の任期は、第20条の規定に基づき実行委員会が解散する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長、副会長、常任委員、委員及び監事が、就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 県選出国會議員

(2) 県議會議員

(3) 報道関係機関の役職員

(4) その他会長が特に必要と認める者

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、重要な事項に参与する。

5 顧問及び参与の任期は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議)

第10条 実行委員会の会議は会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長を務める。

2 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 企画委員会

(総会)

第11条 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 「清流の国ぎふ」文化祭2024の実施計画に関する事項

(2) 実行委員会の会則に関する事項

(3) 事業計画及び事業報告に関する事項

- (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) 常任委員会への委任に関する事項
 - (6) 実行委員会の解散に関する事項
 - (7) その他実行委員会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 総会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人を選任し、表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
 - 5 会長は、第1項に掲げる事項のうち緊急やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって総会の議決に代えることができる。
 - 6 会長は、必要に応じて、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 5 常任委員会は、前項各号に掲げる事項を審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告する。
- 6 前条第2項から第5項までの規定は、常任委員会について準用する。

(企画委員会等)

- 第13条 企画委員会は、「清流の国ぎふ」文化祭2024における実施事業の企画及び審議等をする。
- 2 その他、会長が必要と認めるときは、実行委員会に各種委員会を置くことができる。
- 3 企画委員会等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(専決)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その内容について次の総会等において報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第16条 実行委員会の会計は、実行委員会の設立の日から始まり、実行委員会の解散をもって終了する。

2 その他実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、会議に提案する。

(事業年度)

第18条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第19条 会長は、決算を協議する総会において、事業報告書及び決算見込資料を、監事の監査意見を添えて提出しなければならない。

2 決算において剰余金を生ずるときは、協議により負担金の拠出者に返還する。

第6章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散する。

(残余財産)

第21条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会で協議のうえ別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第22条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 補則

(一部権利の委任)

第23条 会長は、復代理人を置き、実行委員会が受ける負担金の申請及び交付にかかる権利の一切を復代理人に委任する。

2 復代理人は、岐阜県副知事をもって充てる。

(解散後における事務の処理)

第24条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局（引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。

2 実行委員会の解散後の文書等については、岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局へ引き継ぎ、以後、同局において、岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）により管理する。

(その他の委任)

第25条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年7月6日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第18条の規定に関わらず、実行委員会設立の日から始まるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条第2項関係）

副会長 (10名)	岐阜県議会議長
	岐阜県芸術文化会議会長
	公益財団法人岐阜県教育文化財団理事長
	「清流の国ぎふ」文化祭2024企画委員会委員長
	一般社団法人岐阜県レクリエーション協会会長
	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長
	岐阜県障害者社会参加推進センター会長
	岐阜県市長会長
	岐阜県町村会長
	岐阜県副知事
常任委員 (28名)	岐阜県議会副議長
	岐阜県議会厚生環境委員会委員長
	岐阜県市議会議長会会長
	岐阜県町村議会議長会会長
	岐阜県美術館館長
	岐阜県図書館名誉館長
	岐阜県地歌舞伎保存振興協議会会長
	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会会長
	一般社団法人岐阜県手をつなぐ育成会理事長
	特定非営利活動法人岐阜県精神保健福祉会連合会理事長
	一般社団法人岐阜県経営者協会会長
	一般社団法人岐阜県経済同友会筆頭代表幹事
	岐阜県商工会議所連合会会長
	岐阜県商工会連合会会長
	岐阜県中小企業団体中央会会長
	一般社団法人岐阜県観光連盟会長
	一般社団法人岐阜銀行協会会長
	一般社団法人大垣銀行協会会長
	岐阜県農業協同組合中央会代表理事長
	公益社団法人岐阜県バス協会会長
	一般社団法人岐阜県医師会会長
	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
	一般財団法人岐阜県地域女性団体協議会会長
	岐阜大学学長
	岐阜市長
	岐阜県副知事
	岐阜県教育委員会教育長
	岐阜県警察本部長
監事(3名)	岐阜県会計管理者
	岐阜県市長会監事
	岐阜県町村会副会長

「清流の国ぎふ」文化祭2024 実行委員会名簿

令和5年7月11日 時点

区分	所属機関・団体及び役職名	氏名
会長	岐阜県知事	古田 肇
副会長	岐阜県議会議長	野島 征夫
	岐阜県芸術文化会議会長	土屋 明之
	(公財)岐阜県教育文化財団理事長	高木 敏彦
	「清流の国ぎふ」文化祭2024企画委員会委員長	日比野 克彦
	(一社)岐阜県レクリエーション協会会長	渡邊 丈展
	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長	森川 幸江
	岐阜県障害者社会参加推進センター会長	岡本 敏美
	岐阜県市長会会長	柴橋 正直
	岐阜県町村会会長	金子 政則
	岐阜県副知事	大森 康宏
常任委員	岐阜県議会副議長	田中 勝士
	岐阜県議会厚生環境委員会委員長	若井 敦子
	岐阜県市議会議長会会長	石井 浩二
	岐阜県町村議会議長会会長	小寺 強
	岐阜県美術館館長	日比野 克彦
	岐阜県図書館名誉館長	紺野 美沙子
	岐阜県地歌舞伎保存振興協議会会長	小栗 幸江
	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会会長	岡本 敏美
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会理事長	帆ノ下 久美子
	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会理事長	服部 信子
	(一社)岐阜県経営者協会会長	山口 嘉彦
	(一社)岐阜県経済同友会筆頭代表幹事	中川 正之
	岐阜県商工会議所連合会会長	村瀬 幸雄
	岐阜県商工会連合会会長	岡山 金平
	岐阜県中小企業団体中央会会長	傍島 茂夫
	(一社)岐阜県観光連盟会長	瀧 修一
	(一社)岐阜銀行協会会長	石黒 明秀
	(一社)大垣銀行協会会長	境 敏幸
	岐阜県農業協同組合中央会代表理事会長	櫻井 宏
	(公社)岐阜県バス協会会長	瀧 修一
	(一社)岐阜県医師会会長	伊在井 みどり
	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	山岡 利安
	(一財)岐阜県地域女性団体協議会会長	竹中 昌子
	岐阜大学学長	吉田 和弘
	岐阜市長	柴橋 正直
	岐阜県副知事	河合 孝憲
	岐阜県教育委員会教育長	堀 貴雄
	岐阜県警察本部長	大濱 健志

区分	所属機関・団体及び役職名	氏名
委員	岐阜県議会総務委員会委員長	安井 忠
	岐阜県議会企画経済委員会委員長	国枝 慎太郎
	岐阜県議会農林委員会委員長	長屋 光征
	岐阜県議会土木委員会委員長	恩田 佳幸
	岐阜県議会教育警察委員会委員長	藤本 恵司
	岐阜県図書館館長	杉下 尚
	岐阜県現代陶芸美術館館長	石崎 泰之
	岐阜県博物館館長	森島 勝博
	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館館長	-
	岐阜関ヶ原古戦場記念館館長	小和田 哲男
	ぎふ木遊館名誉館長	竹下 景子
	岐阜県文楽・能保存振興協議会会長	川地 貞雄
	岐阜県獅子芝居協議会会長	藤井 輝彦
	岐阜県高等学校文化連盟会長	高橋 宗彦
	岐阜県特別支援学校文化連盟会長	乙津 真由美
	「清流の国ぎふ」文化祭2024企画委員会委員	嘉根 礼子
	「清流の国ぎふ」文化祭2024企画委員会委員	古田 菜穂子
	「清流の国ぎふ」文化祭2024企画委員会委員	吉成 信夫
	「清流の国ぎふ」文化祭2024企画委員会委員	水野 友有
	(一財)岐阜県老人クラブ連合会会長	木村 一義
	(一社)岐阜県老人福祉施設協議会会長	若山 宏
	岐阜県老人保健施設協会会長	長縄 伸幸
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会会長	山田 智直
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会会長	水野 義弘
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会会長	日比 奈緒美
	岐阜県身体障害者福祉施設協議会会長	豊田 雅孝
	(一社)岐阜県知的障害者支援協会会長	平下 博文
	岐阜県障害福祉事業所連絡会会長	今村 正子
	岐阜県自閉症協会会長	水野 佐知子
	岐阜県精神保健福祉協会会長	田口 真源
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会理事長	長谷川 典彦
	岐阜県小中学校長会会長	長屋 メイ子
	岐阜県高等学校長協会会長	石田 達也
	岐阜県特別支援学校長会会長	松原 勝己
	岐阜県特別支援学校PTA連合会会長	田代 真理子
	岐阜県私学団体連合会会長	下屋 浩実
	岐阜県私立中学高等学校協会会長	下屋 浩実
	岐阜県専修学校各種学校連合会会長	平野 宏司
	岐阜県PTA連合会会長	松山 昌代
	岐阜県高等学校PTA連合会会長	後藤 栄一郎
岐阜県私立高等学校保護者連合会会長	渡邊 玲	

区分	所属機関・団体及び役職名	氏名
委員	岐阜県立看護大学学長	北山 三津子
	岐阜薬科大学学長	原 英彰
	朝日大学学長	大友 克之
	岐阜協立大学学長	原田 理人
	岐阜女子大学学長	松川 禮子
	中京学院大学学長	林 勇人
	中部学院大学学長	江馬 諭
	東海学院大学学長	神谷 眞弓子
	岐阜医療科学大学学長	山岡 一清
	岐阜聖徳学園大学学長	観山 正見
	岐阜保健大学学長	河田 美紀
	情報科学芸術大学院大学学長	鈴木 宣也
	県立森林文化アカデミー学長	涌井 史郎
	岐阜市立女子短期大学学長	畑中 重光
	岐阜聖徳学園大学短期大学部学長	観山 正見
	東海学院大学短期大学部学長	神谷 和孝
	中部学院大学短期大学部学長	片桐 史恵
	大垣女子短期大学学長	曾根 孝仁
	中日本自動車短期大学学長	山田 弘幸
	高山自動車短期大学学長	坂井 歩
	平成医療短期大学学長	武内 康雄
	中京学院大学短期大学部学長	林 勇人
	岐阜工業高等専門学校校長	伊津野 真一
	放送大学岐阜学習センター所長	野々村 修一
	(一社)岐阜県私立幼稚園連合会会長	加納 顯
	岐阜県公立幼稚園・こども園長会会長	杉原 和
	(一社)岐阜県民間保育園・認定こども園連盟会長	鷹橋 賢淳
	岐阜県保育研究協議会会長	可児 亨
	岐阜県信用金庫協会会長	住田 裕綱
	(一社)生命保険協会岐阜県協会会長	西村 卓朗
	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	筒井 和浩
	岐阜県商工会議所女性会連合会会長	杉山 史
	岐阜県商工会女性部連合会会長	奥村 佳子
	岐阜県商店街振興組合連合会理事長	日比野 豊
	(公社)日本青年会議所東海地区岐阜ブロック協議会会長	田中 雄貴
	(一社)全国旅行業協会岐阜県支部長	神谷 利夫
	(一社)日本旅行業協会中部支部岐阜地区委員会委員長	杉浦 孝典
	岐阜県名産販売(株)代表取締役社長	森嶋 和美
	(公財)ソフトピアジャパン理事長	松島 桂樹
	(一社)岐阜県情報産業協会会長	辻 博文
	岐阜県繊維協会会長	川島 政樹

区分	所属機関・団体及び役職名	氏名
委員	(一社)岐阜ファッション産業連合会理事長	武藤 昭成
	岐阜県陶磁器工業協同組合連合会理事長	松原 朝男
	岐阜県紙業連合会会長	辻 守重
	岐阜県関刃物産業連合会会長	鈴木 良春
	岐阜県木工連合会会長	岡田 賛三
	岐阜県プラスチック工業組合理事長	田中 肇
	岐阜県食品産業協議会会長	北野 茂樹
	岐阜県食生活改善推進員協議会会長	澤田 綾子
	岐阜県森林組合連合会代表理事会長	洞口 博
	(公社)岐阜県山林協会会長	日置 敏明
	岐阜県木の国・山の国県民会議会長	伊藤 栄一
	岐阜県林業グループ連絡協議会会長	山田 輝幸
	岐阜県漁業協同組合連合会代表理事会長	玉田 和浩
	岐阜県長良川鵜飼保存会会長	杉山 雅彦
	小瀬鵜飼保存会代表	足立 太一
	岐阜花き流通センター農業協同組合代表理事組合長	浅野 寿晴
	ぎふ花と緑の振興コンソーシアム理事長	加藤 孝義
	(公社)日本フラワーデザイナー協会名誉本部講師	柿本 亜矢
	県立国際園芸アカデミー学長	今西 良共
	(一社)岐阜県トラック協会会長	山口 嘉彦
	岐阜県タクシー協会会長	川上 秀人
	東海旅客鉄道(株)岐阜駅長	岡本 章
	名古屋鉄道(株)地域活性化推進本部地域連携部岐阜エリア担当部長	小澤 秀彦
	養老鉄道(株)代表取締役社長	大内 敬弘
	樽見鉄道(株)代表取締役社長	不破 道夫
	明知鉄道(株)代表取締役社長	小坂 喬峰
	長良川鉄道(株)代表取締役社長	日置 敏明
	西日本電信電話(株)岐阜支店長	児玉 美奈子
	(一社)岐阜県建設業協会会長	各務 剛児
	(一社)岐阜県LPガス協会会長	澤田 栄一
	東邦ガス(株)岐阜地域支配人	大塚 淳人
	中部電力パワーグリッド(株)岐阜支社長	梅村 英一郎
	(公社)岐阜県歯科医師会会長	阿部 義和
	(一社)岐阜県薬剤師会会長	日比野 靖
	(一社)岐阜県病院協会会長	松波 英寿
	(公社)岐阜県看護協会会長	青木 京子
	岐阜県生活衛生同業組合連合会会長	平井 良樹
	(特非)岐阜県青年のつどい協議会理事長	家田 倫作
	(公社)岐阜県青少年育成県民会議会長	塩屋 節次
	(一財)岐阜県子ども会育成連合会理事長	伊藤 和男
	日本ボーイスカウト岐阜県連盟理事長	三浦 英夫

区分	所属機関・団体及び役職名	氏名
委員	ガールスカウト岐阜県連盟連盟長	久野 美智江
	国際ソロプチミスト岐阜会長	森川 幸江
	国際ゾンタ26地区エリア2岐阜ゾンタクラブ会長	安田 多賀子
	(特非)ぎふNPOセンター理事長	市來 圭
	岐阜県公民館連合会会長	三輪 賢司
	岐阜県自治連絡協議会会長	後藤 東洋士
	(公財)岐阜県国際交流センター理事長	吉田 和弘
	大垣市長	石田 仁
	高山市長	田中 明
	多治見市長	高木 貴行
	関市長	尾関 健治
	中津川市長	青山 節児
	美濃市長	武藤 鉄弘
	瑞浪市長	水野 光二
	羽島市長	松井 聡
	恵那市長	小坂 喬峰
	美濃加茂市長	藤井 浩人
	土岐市長	加藤 淳司
	各務原市長	浅野 健司
	可児市長	富田 成輝
	山県市長	林 宏優
	瑞穂市長	森 和之
	飛騨市長	都竹 淳也
	本巣市長	藤原 勉
	郡上市長	日置 敏明
	下呂市長	山内 登
	海津市長	横川 真澄
	岐南町長	小島 英雄
	笠松町長	古田 聖人
	養老町長	川地 憲元
	垂井町長	早野 博文
	関ヶ原町長	西脇 康世
	神戸町長	藤井 弘之
	輪之内町長	朝倉 和仁
	安八町長	岡田 立
	揖斐川町長	岡部 栄一
	大野町長	宇佐美 晃三
	池田町長	岡崎 和夫
	北方町長	戸部 哲哉
	坂祝町長	柴山 佳也
富加町長	板津 徳次	

区分	所属機関・団体及び役職名	氏名
委員	川辺町長	佐藤 光宏
	七宗町長	加納 福明
	八百津町長	金子 政則
	白川町長	佐伯 正貴
	東白川村長	今井 俊郎
	御嵩町長	渡辺 幸伸
	白川村長	成原 茂
	岐阜県秘書広報統括監	高橋 洋子
	岐阜県総務部長	尾鼻 智
	岐阜県清流の国推進部長	長尾 安博
	岐阜県清流の国推進部デジタル推進局長	市橋 貴仁
	岐阜県危機管理部長	内木 禎
	岐阜県環境生活部長	渡辺 正信
	岐阜県環境生活部県民文化局長	籠橋 智基
	岐阜県健康福祉部長	堀 裕行
	岐阜県健康福祉部子ども・女性局長	村田 嘉子
	岐阜県商工労働部長	三木 文平
	岐阜県観光国際部長	丸山 淳
	岐阜県農政部長	足立 葉子
	岐阜県林政部長	久松 一男
	岐阜県県土整備部長	野崎 眞司
	岐阜県都市建築部長	藤井 忠直
	岐阜県都市建築部都市公園・交通局長	舟久保 敏
	岐阜県議会事務局長	山田 恭
	岐阜県西濃県事務所長	西 哲也
	岐阜県揖斐県事務所長	平野 昌彦
	岐阜県中濃県事務所長	水野 昭人
	岐阜県可茂県事務所長	平井 實
岐阜県東濃県事務所長	広瀬 雅史	
岐阜県恵那県事務所長	中根 基訓	
岐阜県飛騨県事務所長	小島 光則	
顧問	衆議院議員	野田 聖子
	衆議院議員	棚橋 泰文
	衆議院議員	武藤 容治
	衆議院議員	金子 俊平
	衆議院議員	古屋 圭司
	参議院議員	渡辺 猛之
	参議院議員	大野 泰正
参与	岐阜県教育委員会教育長職務代理者	竹中 裕紀
	岐阜県公安委員会委員長	林 正子

区分	所属機関・団体及び役職名	氏名
参与	岐阜県議会議員	玉田 和浩
	岐阜県議会議員	渡辺 嘉山
	岐阜県議会議員	水野 吉近
	岐阜県議会議員	広瀬 修
	岐阜県議会議員	澄川 寿之
	岐阜県議会議員	中川 裕子
	岐阜県議会議員	平野 恭子
	岐阜県議会議員	猫田 孝
	岐阜県議会議員	岩井 豊太郎
	岐阜県議会議員	伊藤 秀光
	岐阜県議会議員	野村 美穂
	岐阜県議会議員	川上 哲也
	岐阜県議会議員	高殿 尚
	岐阜県議会議員	判治 康信
	岐阜県議会議員	今井 瑠々
	岐阜県議会議員	尾藤 義昭
	岐阜県議会議員	佐藤 武彦
	岐阜県議会議員	酒向 薫
	岐阜県議会議員	平岩 正光
	岐阜県議会議員	森 益基
	岐阜県議会議員	小川 祐輝
	岐阜県議会議員	水野 正敏
	岐阜県議会議員	牧田 秀憲
	岐阜県議会議員	山内 房壽
	岐阜県議会議員	伊藤 正博
	岐阜県議会議員	松岡 正人
	岐阜県議会議員	平野 祐也
	岐阜県議会議員	小原 尚
	岐阜県議会議員	伊藤 英生
	岐阜県議会議員	森 治久
	岐阜県議会議員	布俣 正也
	岐阜県議会議員	黒田 芳弘
	岐阜県議会議員	今井 政嘉
	岐阜県議会議員	森 正弘
	岐阜県議会議員	村下 貴夫
	岐阜県議会議員	木村 千秋
岐阜県議会議員	所 竜也	
岐阜県議会議員	加藤 大博	
	(株) 岐阜新聞社代表取締役社長	矢島 薫
	(株) 中日新聞岐阜支社長	有賀 信彦
	(株) 毎日新聞社岐阜支局長	安達 一正

区分	所属機関・団体及び役職名	氏名
参与	(株) 朝日新聞社岐阜総局長	池田 孝昭
	(株) 読売新聞岐阜支局長	井上 晋治
	(株) 中部経済新聞社岐阜支社長	大蔵 敦生
	(株) 日本経済新聞社岐阜支局長	西堀 卓司
	(株) 日刊工業新聞社岐阜支局長	関根 一善
	(株) 時事通信社岐阜支局長	鳥居 雄一
	(一社) 共同通信社岐阜支局長	濱口 健
	(株) 岐阜放送代表取締役社長	山本 耕
	日本放送協会岐阜放送局長	小野寺 茂樹
	(株) CBCテレビ岐阜支社長	広瀬 圭一
	東海テレビ放送(株) 岐阜支社長	坂野 朋浩
	名古屋テレビ放送(株) 岐阜支社長	松岡 明隆
	中京テレビ放送(株) 岐阜支局長	佐藤 繁一
	シーシーエヌ(株) 代表取締役	伊藤 英明
監事	岐阜県会計管理者	矢本 哲也
	岐阜県市長会監事	武藤 鉄弘
	岐阜県町村会副会長	宇佐美 晃三

国民文化祭開催要綱

昭和61年	4月11日	文化庁長官裁定
昭和62年	2月3日	一部改正
平成8年	6月5日	一部改正
平成21年	1月16日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
平成28年	7月25日	一部改正
令和2年	10月30日	一部改正

1 総則

国民文化祭（以下「文化祭」という。）を開催し運営するためこの開催要綱を定める。

2 趣旨

文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の我が国の芸術文化の振興に寄与するものである。

3 主催者

文化祭の主催者は、文化庁、開催地方公共団体とする。

また、複数の地方公共団体の連合体が開催主体となることもできる。

4 開催地

開催地は、開催を希望する地方公共団体のうちから、文化庁長官が決定する。

5 開催期間

- (1) 主催事業の開催期間は、原則として10月から11月までの1週間程度とする。
- (2) 協賛事業の開催期間は、原則として主催事業の期間を含む3か月程度とする。
- (3) 開催地の地方公共団体（文化庁長官が、文化祭の開催地として内定又は決定した地方公共団体をいう。以下同じ。）の特別の事情その他の事由により、前2項の規定により難しい場合には、前2項の規定にかかわらず、文化庁及び開催地の地方公共団体の協議により、別の開催期間を定めることができる。

6 国民文化祭実行委員会

- (1) 文化祭の開催に関する大綱その他の文化祭の実施のために必要な企画を行い及びこれを実施するため、国民文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。
- (2) 実行委員会は、文化祭の開催に関し、必要に応じて企画委員会等各種委員会を設けることができる。
- (3) 実行委員会は、会長、副会長及び実行委員（以下「委員」という。）をもって組織する。
- (4) 会長は、文化庁長官又は文化庁長官が指名する者をもってあて、実行委員会を代表し、会務を

総理する。

- (5) 副会長は、会長が指名する者をもってあて、会長を補佐する。
- (6) 委員は、各界の学識経験者及び開催地の地方公共団体の推薦する者について文化庁長官が委嘱する。
- (7) 文化祭の開催のために必要な企画を行い及びこれを実行するため、開催地の地方公共団体は国民文化祭地方公共団体実行委員会（以下「地方公共団体実行委員会」という。）を組織する。
- (8) 地方公共団体実行委員会の組織及び運営については、開催地の地方公共団体が定める。
- (9) 地方公共団体実行委員会は、文化祭の実施のために必要な企画及び実施案の重要事項については、文化庁と協議するものとする。

7 顧 問

- (1) 実行委員会に顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は、文化庁長官が委嘱する。
- (3) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を述べる。

8 実施方法

- (1) 文化祭の事業は、主催者が実施する主催事業及び地方公共団体、文化関係団体、企業等が実施する協賛事業とする。
- (2) 主催事業として、原則、次の事業を実施することとする。
 - ア 開会式・閉会式
 - イ 分野別フェスティバル
合唱、民俗芸能などの分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を行う。
 - ウ シンポジウム
地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、その振興のあり方を探る内容とする。
 - エ 国際交流事業
文化団体等を海外から招へい又は海外へ派遣し、相互交流を行い、多様な日本文化を発信する内容とする。
- (3) 主催事業には前項に規定した事業だけでなく、これまで開催地方公共団体が実施してきた文化事業を実施年度に限って一時的に拡充・発展させる企画や、地域資源の掘り起こしや観光振興など地域の活性化を目的とする事業と連携させる企画などについても、幅広く対象とするものとする。
- (4) 文化庁は、主催事業にかかる経費の全部又は一部を負担する。なお、文化庁からの委託経費の範囲内の規模での開催でも可能とする。
- (5) 文化祭事業に賛同し、その目的に沿った事業を文化祭協賛事業として承認する。
- (6) 事業分野は、各国各地の民俗芸能、民謡、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及びお茶、お華などの生活文化等とする。

9 テーマ音楽等

文化祭のテーマ音楽及びシンボルマークを定める。なお、開催地ごとに固有のテーマ音楽及びシンボルマークを定めることもできる。

10 正式名称

文化祭の正式名称は、「第〇〇回国民文化祭」とする。

11 障害者芸術・文化祭との一体的な開催

- (1) 文化祭の趣旨に則り、障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、厚生労働省等の主催する障害者芸術・文化祭と一体的に開催することとし、正式名称とは別に開催地ごとに統一名称を定める。
- (2) 統一名称には、次に掲げる事項（順不同とする。）を必ず入れなければならない。ただし、別の語を加えることを妨げない。
 - ア 開催地名
 - イ 「文化祭」
 - ウ 西暦
- (3) 統一名称以外に冠名や大会テーマ、愛称等を設定することができる。
- (4) 文化祭に関する製作物等には原則として正式名称を併記するものとする。ただし、簡易な広報製作物等や挨拶等については、この限りでない。
- (5) 名称等を定めるに当たって疑義がある場合は、主催者間にて協議するものとする。
- (6) 両文化祭の開催地の実行委員会は、連携及び協力するものとする。

12 補 則

この開催要綱に定めるもののほか、文化祭を開催し運営するために必要な事項は、文化庁次長が定める。

附 則（令和2年10月30日改正）

この開催要綱は、令和4年度第37回国民文化祭から適用する。

障害者芸術・文化祭開催要綱

1 目的

障害者芸術・文化祭(以下「芸術・文化祭」という。)は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 主催

- (1) 芸術・文化祭は、厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等の共催により開催することとし、その代表は開催地都道府県とする。
- (2) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。

3 都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、都道府県実行委員会(以下「実行委員会」という。)を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営方法は、開催地都道府県が定める。
- (3) 実行委員会は、芸術・文化祭の実施のために必要な企画及び実施案の重要事項を定めようとするときは、厚生労働省と協議する。

4 開催地等

- (1) 芸術・文化祭は、毎年1回、秋季(概ね10月～12月の間)に開催する。
- (2) 芸術・文化祭の開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とする。
- (3) 芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね1週間以内とする。

5 事業の内容

芸術・文化祭は、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。

6 正式名称

芸術・文化祭の正式名称は、「第○回全国障害者芸術・文化祭」とする。

7 国民文化祭との一体的な開催

- (1) 障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、芸術・文化祭は文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。
- (2) 開催期間については、4（3）の規定にかかわらず、国民文化祭の開催期間と同じ期間とする。
- (3) 国民文化祭開催要綱 11 に基づき、6 の正式名称とは別に、開催地ごとに統一名称を定める。
- (4) 実行委員会は、国民文化祭の実行委員会と連携及び協力する。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議